

一般社団法人長野県国保地域医療推進協議会物品貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人長野県国保地域医療推進協議会（以下「本会」という。）が、物品等を貸し付ける場合について、事務局規則第5条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸し付けする物品)

第2条 貸し付けする物品は、本会が管理する健康教育用機械、器具等とする。

(物品の管理)

第3条 物品の管理は、事務局長とする。

(物品の貸し付け)

第4条 第2条に定める物品の貸し付けを受けようとする者は、物品貸付申込書(様式第1号)を物品管理者に提出しなければならない。

2. 物品管理者は、前項の規定による物品貸し付けの申し込みがあったときは、これを審査し、適当と認められるときは決裁のうえ、貸し付けしなければならない。
3. 物品管理者は、前項の規定による貸し付けがあったときは、物品貸出簿（様式第2号）によって整理しなければならない。

(貸し付け期間)

第5条 物品の貸し付け期間は、1ヶ月以内とする。ただし、食育SATシステムについては2週間以内とする。なお、借り受け人があらかじめ物品管理者の承認を得た場合は、この限りではない。

(貸し付け条件)

第6条 物品の貸し付けにあたっては、次の各号に掲げる事項を貸し付けの条件とするものとする。

1. 貸付物品に事故があった場合、借受人は物品管理者にすみやかに報告すること。
2. 貸し付け物品の引き渡し、維持、修理、返納及び消耗品に要する費用は借り受け人において負担する。
3. 貸し付け物品は、転貸ししないこと。
4. 貸し付け物品は、貸し付け目的以外の用途に使用しないこと。
5. 貸し付け物品は、貸し付け期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
6. その他必要な事項

(施行月日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

以下参考

※ 本会が管理する物品

妊婦体験ジャケット及び妊娠シミュレーター

沐浴ベビィ

禁煙教材（スモーカーライザー・スモークボード）

8 電極方式体組成計

デュアル周波数体組成計

超音波骨量測定装置

加速度脈波計（BC チェッカー）

体脂肪計&活力年齢計

血管年齢測定システム（メタボリ先生）

食育 SAT システム

健康教育用パネル

- ・メタボシリーズ 2 枚
- ・生活習慣病シリーズ 1 4 枚
- ・がんシリーズ 1 2 枚
- ・新糖尿病シリーズ 6 枚
- ・骨粗鬆症シリーズ 5 枚

脂肪モデル

タールサンプル

乳がんモデル（設置型）

乳がんモデル（装着型）